

HCL information

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和4年3月16日付け厚生労働省保健局医療課長の通知「保医発0316第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

敬具

記

- 適用日 令和4年4月1日～令和4年6月30日まで
- 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	実施点数	
SARS-CoV-2核酸検出	(検査委託) ※	850点
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	(検査委託) ※	850点

※検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点となる予定。

 HCL 株式会社 兵庫県臨床検査研究所

姫路本社 TEL：079-267-1251 神戸西支所 TEL：078-929-0492 食品衛生管理MEL TEL：079-267-1253
岡山支所 TEL：086-952-5218 神戸東支所 TEL：078-252-7315 病理検査室HPL TEL：079-268-1101

● 詳細内容

下線部分が変更されました。

検査項目	実施点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
SARS-CoV-2 核酸検出	(検査委託): 850点(425点× 2回分) (検査委託以 外): 700点 (350点×2回 分)	微生物 学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D012」感染症 免疫学的検査の 「56」 または 「D023」微生物 核酸同定・定量 検査の「10」	SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「 <u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u> 」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「 <u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u> 」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	(検査委託): 850点(425点× 2回分) (検査委託以 外): 700点 (350点×2回 分)	微生物 学的 検査 判断料 (※7 150点)	「D012」感染症 免疫学的検査の 「56」 または 「D023」微生物 核酸同定・定量 検査の「10」	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「 <u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u> 」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「 <u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版</u> 」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。